**先端設備等導入計画認定からの暴力団排除について**

**（お知らせ）**

**指宿市では，平成24年９月に施行した指宿市暴力団排除条例に基づき，市の事務事業からの暴力団排除に向けて全庁を挙げて取り組んでおります。**

**「先端設備等導入計画」についても，「指宿市中小企業の生産性向上のための設備投資の促進に関する条例施行規則」により，暴力団・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に対し認定しないこととしております。**

**このため，指宿市では，当該計画認定にあたり，申請される方（事業者）又は申請される団体の役員が暴力団員等でないか鹿児島県警察に照会確認を行うことがありますので，その旨ご了承願います。**

**また，申請される方（事業者）又は申請される団体にはこの照会確認に必要となる個人情報（法人の場合は，「役員名簿」）の提出をお願いしております。**